

二〇一四★春号

九段会計通信

発行・九段会計事務所

東京都千代田区九段南4-3-1滝ビル3F

電話・03-3222-5271

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、また九段会計通信をご愛読いただきありがとうございます。

『九段会計通信2014春号』を配信致します。

税制改正論点を盛り込んでおりますので、ご不明な点がございましたら、九段会計事務所スタッフまで、お気軽にお問い合わせ下さい！



◆目次◆

- ・高木代表の【日々是勉強！】
- ・今号の税務トピックス
- ・不正が起こりにくい仕組みづくりを！
- ・スタッフコラム 猪俣 優佳
- ・編集後記

代表高木の【日々是勉強！】

九段会計事務所 代表 税理士 高木功治

○その1 花粉症

新年が始まったと思っていたら、あつという間に3月。また今年も花粉症の季節です。ご存じのとおり、確定申告や決算などで会計事務所が一番忙しい時期。そんな最中に発症するので、こっちは発狂しそうです。私は人より重症の状態で、熱、倦怠感、頭痛など完全に風邪を引いた状態になってしまいます。薬を飲みながら騙し騙しやっています。一日でも早く完治方法を確立して頂きたいと願うばかりです。さもないれば、日本全国の花粉症患者一体となって、「杉の木規制法」制定運動でも起こすしかないでしょうか！（冗談です）



○その2 消費税

さて、いよいよ4月から消費税が8%に増税されます。業界ごとに様々な影響がありますので、経営者としては事前対策や準備が痛いところ。駆け込み需要と反動減、取引先との交渉、価格設定の見直しや値札の入れ替えなど、色々な影響が出てきます。会計事務所もその影響は厄介です。実務にお

いては、異なる税率が取引ごとに入り乱れるため一つ一つ税率を確認しなければならず、また最終的な消費税計算では5%と8%を別々に集計・計算するため項数が大幅に増えてしまいます。1年半後には10%になる予定です。世の中の誰も知らない事なので、誰も評価してくれませんが、会計事務所の仕事は正しいのが当たり前、一つでも間違えると評価は0になってしまいます。会計事務所の職員も報われず大変なのです！

また、税率が上がるということは、滞納をした時など経営者の責任も大きくなる事を意味します。増税後は会社が預かる消費税額も大きくなるので、つまり通帳には今まで以上の残高があるため、同じ感覚で資金繰りを考えていると、後になって消費税が払えないという事態に陥ってしまいます。別口座を作り、毎月消費税分を振り替えていくなど、後で困らない様に、先手を打っていきましょう。



代表 税理士・高木功治

○その3 ロシア文学

以前の季刊誌で、格調高い文学作品が相手に対する想像力を高めるので、私も挑戦していきたいという内容を書いたところ、さっそく顧問先様のM社長からお勧めの作品を紹介して頂きました。1つめはロシア文学でゴーゴリ著「外套(がいとこ)」という短編の作品でした。この作品は主人公の気持ちに共感する事ができたので、教養の低い私でも最後まで一気に読めてしまふ、とても面白い内容でした。この本は私もお勧めです！この事をお伝えすると、第二弾として、これまたロシア文学のドフトエフスキー著「二重人格」という作品を薦めてくれました。この作品は、長時間かけて最後まで読みましたが、私にはお手上げ状態でした。次回お会いした時に、M社長に解説して頂こうと思っていまふ。そもそも博学で教養のあるM社長とは理解度が全く違う事は承知の上ですが。ロシア文学という未知の世界に連れて行って頂きまして、M社長ありがとうございました。そういえば、高校生の時にドフトエフスキーの「罪と罰」を買い、数ページでギブアップした記憶があったような・・・。



今号の税務トピックス

九段会計事務所 税理士 分田 真

今年の4月からの主な変更点

【消費税】

今年のもっとも大きな税制改正が消費税です。みなさんご存知の通り、今年の4月から5%から8%になります。政府としても適正な消費税の価格転嫁のために、監視・取り締まりを行うようです。消費税分の支払い拒否や税抜金額での交渉の拒否などは禁止されています。また、しっかりと税込みくらのかを表示しなければいけません。今まで、税込みくらか、という総額表示が義務でしたが、平成29年3月31日までは税抜金額のみを表示する方法が認められます。この方法ですと、8%の後10%になったときもメニューや値札等を変える必要が無くなるので、手間は省けます。



また、いよいよ4月1日が近付いてきて、いざとなるといつの請求分から8%にしていかわからないケースがあると思います。例えば、4月1日以降に発行する請求書から8%かとい

うと、違います。商品を渡したり、サービスが完了したりと、いわゆる【売上が確定した日】が4月かどうかなので、4月1日以降に請求書を発行したとしても、その内容が3月までの分であれば5%、逆に、前倒して3月中に請求をしたとしても、その内容が4月以降にかかるものであれば8%になります。

飲食店など、深夜0時を超えて営業をする場合、レジの関係で、日付をまたがる場合もありますが、その場合は、日付を超えても3月31日として5%でもかまいません。消費税の計算上、あくまでも、いくら預かって、いくら払ったかの差額を納付するだけなので、理論上損得はございません。(ただし、簡易課税等一定の場合を除きます)

その他、細かく規定されているものもあるのですが、ご不明な点は担当者までお気軽にお問合せ下さい。



【印紙税】

今まで、飲食店や小売店などで、現金で代金を受け取った際、3万円以上ものには200円の印紙を貼っていたと思いますが、今年の4月からは5万円以上になりました。この5万円という金額は、消費税を含んだ金額か、含まない金額か判断に迷うところかと思いますが、消

費税が区分されている場合は消費税を含まない金額が5万円以上かどうか、という判断になります。

例えば、飲食代が49,800円で、消費税8%を合計すると53,784円になる場合、消費税分3,984円の記載が無い場合は、5万円以上なので印紙が必要になりますが、税抜価格49,800円、消費税額3,984円合計金額53,784円というように、税抜の金額と税込の金額の両方の記載がある場合は、5万円未満として印紙が不要になります。

万が一、間違えて印紙を貼ってしまった場合、還付を受けることもできませんが、貼った原本を税務署に提示し、【印紙税過誤納(確認請求・充当請求)書】というものを作成して提出しなければならぬため、非常に手間がかかります。忙しい中、なかなかこの手間をかける余裕はないかと思しますので、お間違えの無いようお願い致します。

その他、不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書も印紙税が軽減される場合がありますので、ご確認下さい。



【ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止】

これは3月18日現在、確定したわけではありませんが、平成26年度の税制改正大綱に織り込まれ、以前からも廃止されると言われていた

ものです。少なくとも、平成26年3月31日までに個人で所有しているゴルフ会員権を売って、損が出た場合は、給与所得等と損益通算といって、相殺することができ、税金面で優遇されています。使わないゴルフ会員権があり、いつ処分しようかと思っていた方は、最後の最後のチャンスです。至急ご検討下さい。



税理士・分田 真

不正が起こりにくい仕組みづくりを！

九段会計事務所

矢合 真弓

たまにニュースを賑わせる多額の横領事件を見て、どこか他人事かと思ってしまうが、

実は他人事ではありません。小さな会社でも起こりえます。

行われやすいのは大きく2パターン。1つは営業マンの現金回収です。最近では銀行振り込みなどが増え、減ったように思いますが、巧妙にやる人は会社と似たような名前の通帳を作り、そこに入金させるといふこともあるようです。現金は扱わせてないから大丈夫と思っても、実はすでに行われているかもしれません。

もう1つはやはり経理担当者です。会社のすべての通帳、小口等の現金を扱える立場にあると、やろうと思えばできてしまいます。「ウチの経理は真面目だから絶対にしないよ」と思っているも、過去ニュースで騒がせた人たちも同じく大人しくてまじめ。とても犯罪を起こすような人には見えないと思います。

不正が行われた場合、キャッシュが無くなるから会社にとって損失は大きいです。不正により売上を減少させていたとか、仕入や経費等の架空発注のように、損益にかかるものは、さらに税金までとられる場合もあります。そして、他の従業員や、取引先への影響も大きいですが、何よりも経営者にとって、このショックは想像を絶します。自分が信じていた人に裏切られるわけですから。

このようなことが無いように、日頃から起こりにくい組織体制を作っていくことが必要になります。

具体的には、なるべく現金を触らせないこと。現金回収はなるべく無くし、お客様へ渡す請求書は、営業マンが作るのではなく、営業事務等他の者が作り、勝手に振込先を変更できないようにすることです。そして、毎月の売掛金管理の徹底です。売上が上がったかどうかも大切なのですが、回収までが仕事です。いくら売り上げたよりも、いくら回収したかを営業成績にしないと、架空の売上だけが上がり、余計な税金を支払う羽目になるかもしれません。



次に、必ず複数の目を入れ、相互チェックをすること。例えば、経理や事務の方に小口現金を任せる場合でも、必ず領収書と現金有り高を確認すべきです。

毎日は難しいので、例えば決算等のタイミングで、ちゃんと金種一覧を作らせ、上司等の方に現金と帳簿をチェックさせる必要があります。逆に、このように常に誰かの目にさらされていると感じると、抑止力になります。

また、使っていない通帳は面倒でも解約することです。残高が0になって使っていないから大丈夫だと放置していると、その口座を使って、不正をすることができてしまいます。その場合、税理士等外部のチェックが入ったとしても、そ

の口座は使われていないと思うのでチェックの対象外になってしまいます。

後は、小さなコミュニケーションの積み重ねです。コミュニケーションが取れていると、変化に気づきやすいです。人間、悪いことをして、平常心でいられることはほぼありません。また、不正をしようのには大体何らかの理由があります。それをあらかじめ察知して、どんなことで悩んでいるのか、お金が必要なら何にどれくらい必要なのか、相談してくれる人間関係の構築が一番の抑制なのかもしれません。

人を疑うのは嫌なことですが、事が起きてしまつては取り返しがつきません。信じた仲間と気持ちよく仕事をするためにも、不正が起これにくい仕組みづくりを是非行っていただければと思います。

弊社でも全力でお手伝い致しますので、お気軽にご相談下さい！



マネージャー・矢合真弓

ふるさと納税で減税？

九段会計事務所 猪俣 優佳

先日、朝のニュースを見ていたら「ふるさと納税」の話をしていました。その数日後、担当先の経理の方とお話ししている際に「この前ふるさと納税したのよ」……なんて、話になりました。私の周りで今「ふるさと納税」がブチブームのようです。「ふるさと納税」——言葉だけは耳にした方も多いかと思いますが、折角コラムの場を頂いたもので、ここでまとめてみることにしました。確定申告が無事終わつたばかりだというのに、来年のことを言うと鬼が笑うとも言いますが、来年に向けて参考にさせて頂けたら幸いです。



そもそも「ふるさと納税」とは何でしょうか。「納税」という言葉がついているので、嫌悪感を抱かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、ふるさと納税の実態は寄付金です。正式名称は、住民税の「寄附金税額控除」といい、寄附を通じて、住民税の一部を自分のふるさとである地方公共団体に移す制度です。自分のふるさとがない！という生まれも育ちも江戸っ子だという方、ご安心ください。寄

附をする地方公共団体は「生まれ故郷」である必要はなく、自分の好きなところを選ぶことができます。地方公共団体でさえあればどこに寄付をしてもいいのです。

ふるさと納税のメリットは大きく2つあります。

1つ目は寄付をした地方公共団体から寄付金の約2分の1相当の特産品がもらえることです。特産品は地方公共団体によって様々で、地域のお酒や食品、化粧品やイベントチケット、更にはご当地キャラクターグッズまで多岐に渡ります。この特産品を選ぶことがふるさと納税の一番の楽しみになるのではないのでしょうか。

2つ目のメリットは寄付金額に応じて税金の控除を受けることができることです。

例として、年収700万円の給与所得者が3万円分寄付をした場合（所得税の限界税率を20%とします）をご紹介します——

- ① 所得税：(3万円・2千円) × 20% = 600円
- ② 個人住民税（基本分）：(3万円・2千円) × 10% = 2,800円
- ③ 個人住民税（特例分）：(3万円・2千円) × (100%・10%・20%) = 19,600円

が控除されることとなります。①②③合わせて28,000円です。

上記の例のように、最大で2,000円の自己負担だけで特産品をもらうことができますというわけです。また、支払いにはクレジットカード決済も使えますので、その場合ですとクレジットカードのポイントも貯めることができます。



これだけ見ているととてもお得に見えるふるさと納税ですが、一方でデメリット・注意点ももちろんあります。一番のデメリットは、2つ目のメリットである税額の控除を全額受けるために、確定申告をする必要があるということです。毎年確定申告をされている方は特に苦ではないと思いますが、年末調整で完結している方にとっては手間に感じる部分があるのではないのでしょうか。

この他にも、特産品がもらえるのは基本的に各地方公共団体ごと年1回であるということ、発送時期や申請時期が決まっている特産品がある（旬の果物等）ということ……等々細かな注意点がいくつかありますので、それ

ぞれの地方公共団体のサイトをしっかりと確認したうえで納税をするようにしてください。

最後に問題点を1つ。ふるさと納税は「いつもと違う納税先に税金を支払う制度」なので、自分の住んでいる地方公共団体に寄付しても特産品はもらえません。……と、聞くと特産品がもらえる居住地以外の地方公共団体に寄付しようと考えられる方が多いと思います。

この結果、ふるさと納税を行った人は行わなかった人に比べて、安い住民税で同じ行政サービスを受けられてしまう——という格差が発生することが問題視されています。



九段会計・猪俣優佳

ここからは私の主観ではありますが、個人が確定申告の手間をかけてもお得になるサービスがあるのであれば利用するのはもちろん良いことではないかと思えます。格差の問題も「地方公共団体ごとの努力値」いかに国民

が喜ぶ特産物を提供できるか」によるところも大きいのではないかなと思いました。

興味をお持ちになられた方は是非各地方公共団体のサイトを閲覧してみてください。目移りしそうなぐらい美味しそうな特産物の数々が出迎えてくれることと思います。

〈編集後記〉

九段会計事務所

本田 裕介

皆様、春が間近に迫り、花粉症の方は非常に辛い時期になってきたのではないのでしょうか。

今号は、税制改正の関係で税務トピックが盛り沢山となっておりませんが、税務以外のお話で、先日記になる記事を見つけました(ちよつとした豆知識?)。

『指名手配犯が自分で警察に捕まりに行っても【自首】にはならず、罪も軽くない』

刑法42条には「罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる」と書かれています。

これが適用されるのは、警察が犯罪の発生を知る前、又は発生後に犯人の特定ができていない段階で自ら出頭した犯罪者に対してです。

指名手配というのは捜査機関が容疑者を特定し、全国の捜査機関に対して逮捕を依頼することであり、指名手配されたあとに出頭しても捕まえる手間が省けるだけ、ということになってしまふのです。

しかしながら、逃げていればいいということではありません。

逃げ続けるという精神的苦痛は大変なものですが、まずその前に、罪を犯してはいけませんね!

当然ですが、税法に限らず、全ての法律を守ることが大切です!



編集担当・本田裕介

Twitterやっています!
Kudankaikei

facebookやっています!
「九段会計事務所」

~九段会計事務所~

お米の生パスタ工房
かくれん穂

毎日お店のパスタマシンで、
1つ1つ丁寧に米の生麺を
手作りしています。
ヘルシーで腹持ちが良く、
ふりふりツルツルもちもちの
新食感♪
パスタ390円から!

東京都荒川区町屋2-2-20
斉藤ビル2階
(千代田線町屋駅徒歩1分)

みなさん「いちおし!」の
日本酒を教えてください!

日本の味
酒々想々

最大級の日本酒データベース
日本の味酒々想々(ささそうそう)

日本の味プロジェクト 酒々想々
蔵元さんも参加しています!

<http://www.jp sake.info/>

企画・デザイン・試作から筐体設計まで
総合的な開発業務を行っています。

工業力学
から生まれた
高性能オーブナー
オリジナル製品

楽しく! 便利に! 簡単に!

[eg]

こだわりをこの形に

unlimit 有限会社 アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市名田 1154-1 多摩ファイブプラザビル 2F
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118
http://www.unlimit-j.co.jp

耐熱ウィンドウフィルムで窓からエコをはじめましょう。

COOLING WINDOW FILM 上手に節電

夏は涼しく! 冬は暖かい!

魔法瓶効果で冷暖房費を大幅削減

省エネルギー効果 約19~25%
体感温度低減効果 約5~8℃
CO₂削減効果 約1.8~2.5t

株式会社 Bロケッツ 担当: 小林
〒143-0026 東京都大田区西馬込1-1-9 平井ビル1F

TEL 03-3772-8425
FAX 03-3772-8426
携帯 080-1065-4919
E-MAIL blkoji@msn.com
koji4919@docomo.ne.jp

スマートフォンを会社のビジネスに活かす!!

facebookページ制作
スマートフォン専用ホームページ制作
開発・デザイン・運用いたします

◆わたせせいぞろモバイル◆

◆サッカージ twitoto◆

携帯・スマホの公式サイト・アプリ開発実績に基づき、お客様のニーズに合わせて制作いたします。お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 オンマクワークス
東京都新宿区新宿 2-11-2 カーサヴェルデ 801
TEL: 03-5919-1419 〒160-0022
http://www.onmac-wk.com/

これさえ知っておけばOK!

プライバシーマーク
取得ガイドブック

まずは
ご連絡ください

コンサルタント紹介

池田 昌史
株式会社 エム・ソフト 取締役
情報セキュリティコンサルティング部長兼 総務部長
プライバシーマーク推進委員会委員
コンサルタント認定名が在籍

プロフィール
1977年 山口県に生まれる
2001年 株式会社情報システム研究所 入社
2001年 株式会社ソフトハウスに就職後、SEとしてシステム開発業務に従事
2003年 株式会社エム・ソフトに入社
2005年 株式会社エム・ソフト入社 取締役就任

株式会社 エム・ソフト
資本金 2,000万円
設立 2005年4月13日
代表取締役 池田 昌史
所在地 東京都豊島区東大塚3-46-3 大塚セントコアビル5階
定 員 約50名
フリーダイヤル 0120-966-831
電話番号 03-5962-1231
FAX 番号 03-5962-1232
本社所在地 日本プライバシーコンサルタント協会 認定プライバシーコンサルタント事務局
個人情報保護委員会登録 個人情報保護委員会認定
情報セキュリティマーク認定
情報セキュリティマーク認定1級

お問合わせ

株式会社 エム・ソフト
情報セキュリティコンサルティング部 本社 東京都豊島区東大塚3-46-3 大塚セントコアビル5F
0120-966-831
pmark-consul@aim-soft.co.jp

ilo
伊倉 総合法律事務所
IKURA LAW OFFICE

あらゆる場面でお客様を第一に考えます
AT YOUR SIDE

伊倉総合法律事務所は、あらゆる場面でお客様を第一に考える "At your side." の精神のもと、お客様に優れた価値を提供し続けたいと考えております。

〒100-0001 東京都千代田区千代田 2-1-5
15F/1502室
TEL 03-5412-4942
FAX 03-5412-4930
Mail ikura@ilo-adv.jp

中央物流有限会社

物流であなただのニーズにお応えします。

- ・一般貨物自動車運送事業
- ・産業廃棄物収集運搬事業
- ・倉庫事業(保管・荷役)
- ・引越、移転作業等

〒208-0023
東京都武蔵村山市伊奈平2-75-3
電話:042(520)2636
FAX:042(520)2635